

神戸港湾19発第49号
2020年9月4日

神戸港湾・事務局



神戸地区労使協議 (関連職種の労働環境整備・要請行動) 報告

日 時： 2020年 9月 1日（月） 13時55分～14時30分

場 所： 神戸ポートオアシス・403号会議室

出席者： 業 局（兵庫県港運協会）川村労務委員長 他 8名

労 側（全 国 港 湾）竹内関連対策委員長

（神 戸 港 湾）吉岡議長・正木幹事・高島

1. 神戸港湾労働組合協議会は、20春闘中央仮協定書に謳われている港湾労働環境整備についての要請行動を兵庫県港運協会に対して行なった。

2. 冒頭、吉岡議長より、兵庫県港運協会に対して多忙とコロナ禍の中で、申入れの場を設けて頂いた謝意を述べた。

3. 次に、竹内関連対策委員長より、これまでの経緯と要請内容を述べた。内容は、以下の通り。

(1) 20春闘中央仮協定書、第3項(1)週休二日制の実施については、元々、1991年5月9日付け〔所謂、5.9協定〕では、六大港の船内・船側沿岸という地域・職種限定の協定であった。

(2) それを2014春闘で職種の拡大が協議し、協定された。また、「2020年度までに全港・全職種週休二日制が実現するよう指導する」と協定したことから、本年4月1日が、協定履行の起源と認識し、組合は要求してきた。並行して、6大港の船内・船側沿岸以外の港湾労働者の週休を「4週6休」を起点に、関係組合は20年4月1日実施を目標に14春闘以降粘り強く交渉を積み上げてきた。

(3) 2015春闘では、「関連専業の労働環境整備について改善に向け引き続き日港協整備部会と関係労働組合との協議を促進し、この過程で日港協として必要な支援等を行なう」と協定し、当時、支援策をどう具体化するのか、三者（日港協・日港協整備部会・全国港湾関連対策委員会）で協議してきた。

実質、日港協は一步下がって二者（日港協整備部会と全国港湾関連対策委員会）協議を積み重ねた。特に、支援等の内容について今日まで協議が続いている。

(4) この間、記憶に新しいところですが、公正取引委員会の問題が発生し独禁法での停止問題もあり、独禁法問題で労使間での大きな混乱をきたし、前進してなかった。そういう中で必要な支援を行なうといった点で様々な議論をしてきた。

(5) 2019春闘で、「関連事業の労働環境整備については、日港協整備部会と関係労働組合による専門委員会にて、早急に協議促進を図ることとする」と協定し、組合から、具体策について、二者協議では埒があかないと判断し、日港協・整備部会・元請総合部会も交えて協議を持ちたいと要請していたが、一連のコロナ禍により少人数で日港協と全国港湾で水面下の協議を行なった。

(6) 2020年春闘仮協定書（2020年6月30日締結）

① 協定3項 港湾労働環境の整備について

3項一(1) 週休二日制の実施について

3項一(1)一① 日港協は、14春闘協定第2項-(3)にもとづき、全港・全職種において週休二日制（「5.9協定」91.5.9付け）を実施できるよう周知する。

3項一(1)一② 当該労使は、これを実施するために1年を目途に協議を行う。

3項一(1)一③ なお、関連職種においては、各社縦割り（関係元請・専業）での協議を行い、早急に実施できるよう努力する。

協定を締結するにあたり、日港協は、組合側の主張は理解しつつも、関係労使の努力の経過とその到達点を判断すれば、「実施する」とは言い切れないと固執した。その一方で、関係労使の協議の促進も必要と理解し、協定の①で「実施できるよう周知する」と再度明記したうえで、②で関係労使は「実施に向けて」1年を目途に協議すると修正回答を示した。組合側は、実施するとの明記は困難と判断したが、「実施に向けて」協議は結果的に「できない」ということもあり得るので「実施に向けて協議」と関係労使の協議の性格を明確にするよう求め、この確認で合意することとした。

② 日港協は、関連職種の5.9協定履行の問題も、協定②項に含まれると主張してきた。組合側は、関連職種の置かれた状況と、これまでに日港協整備部会と協議してきた経緯から、同様に扱うことはできないとして、③項を設けて関連職種の5.9協定実施の具体化に向けた道筋をつけるべきと主張した。その背景には、この間に、関係労使の中で協定履行のための料金的担保の協議が進んでいたことがあった。そのために、協定③項で、各社縦割りでの協議に向かうことを明記して合意することとした。

4. 以上を踏まえて、改めて竹内関連対策委員長より、以下の内容を要請した。

(1) 上記の協定①項は、適正に対応して戴きたい。

(2) 協定②項については、関係地区と検証していく事を考えている。

(3) そして、協定③項により料金問題、時間外算定基礎分母の原資等に關わり 21春

闇までに履行出来るよう、改めてお願ひしたい。特に、各社縦割り(関係元請・専業)の中で適正に作業料金の請求をお願いしたいとして、関係元請の事業者の方々には、対応をお願いしたい。

- (4) そして、関係地区と連携してその検証を行っていきたいとして、今回、全国港湾・関連対策委員長として口上を述べに来たと説明した。また、この問題は、仮協定書にある通り、21春闇までに解決していく考え方であると主張した。
- (5) 既に、横浜港に行ったが日港労連・中央執行委員長の立場として横浜港運協会・整備部会(関連専業)の10社と会って考え方を述べた。その場には、横浜港運協会の専務理事も同席した。横浜としては、関連専業の主流である神戸港の模様を聞き、その後、元請を交えた港運協会との協議を行う予定であるとした。
- (6) 地区の港運協会への要請は、今日をはじめとして、横浜港・名古屋港・大阪港・関門港にいこうと考えているとして、改めて、以下の考え方と要請を行なった。
- ① この協議は、今日だけとは考えてなくむしろスタートと考えている。要請があれば、何度でも、足を運んで解決に向けた努力をしたい。
 - ② 状況如何では、縦割りでの各個別店社の元請への直接要請も想定するが、避けたいと考えている。願わくは、関連専業が5.9協定を履行する為に兵港協が主体性を以って、解決を是非お願いしたい。
 - ③ この問題は、中央労使協議の場で言いたくないので、円満に解決したいので改めても願いしたい。
 - ④ 実情は、関連専業へのオーダーが、元請と船内のオーダーがあり複雑になっている環境であるのは、周知している。後日、港荷労協議長・日港労連中央執行委員長として、神戸船内荷役協会へ出向き、今日と同様の話を行なう用意もあるが、20春闇仮協定書からいうと、あくまでも、関連専業においては、「各社縦割り(関係元請・専業)での協議を行い、早急に実施できるよう努力する」と謳われており、中央では日港協、神戸地区においては、兵港協の指導性・主体性を発揮して頂きたい。
 - ⑤ その意味でも、今日来ていただいているエージェント委員会の関係元請の方々へご尽力抜きには、協定履行は出来ないので重ねて切にお願いする。

5. 兵港協からは、以下の回答があった。

- (1) このような全国港湾からきて、要請・申し入れは、初めてなので戸惑っているのが正直なところである。
- (2) 兵港協はこれまで労使協調で行なってきており、今後も神戸港湾とはこの関係を続けていきたい、今日の話をエージェント委員会のメンバーには、議題として取り上げて検討したい。
- (3) 当然、持ち帰って検討したいこともあるし、実態は各社各々違うという認識あるので改めて調査したい。

6. 組合からは、要請があれば、このような場を引き続き持っていただきたいとお願
いし、兵港協が了解したうえで、別途、吉岡議長より、下記の要請を口頭で行なった。

- (1) 8月19日に神戸港で重大災害が起きているが、尊い命が失われた。事故を起
した元請から説明を受けたが、二度と起こさないよう、安全対策をお願いしたい。
- (2) 台風10号が発生し、超大型になると予測されており、早めの台風対策と避難出
来るよう準備の徹底をお願いしたい。

以 上